

## 研究資料室資料の個人情報等に関する取扱要領

平成29年 7月12日  
所 長 裁 定  
改正 令和 3年11月10日  
改正 令和 4年 4月 1日  
改正 令和 5年 6月13日  
改正 令和 8年 4月 1日

### (趣旨)

第1 国立国語研究所（以下「研究所」という。）研究資料室資料の個人情報に関する取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び人間文化研究機構個人情報保護規程（人間文化研究機構規程第163号）に定めるもののほか、国立国語研究所共同利用推進センター研究資料室運用指針（令和4年4月1日所長裁定）4の規定に基づき、この要領の定めるところによる。

### (利用の制限)

第2 研究資料室資料のうち、次に掲げるものは利用を制限することができる。

(1) 個人情報（個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ①法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- ②人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ③当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- ①公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ②研究所に対して、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(個人情報漏えい防止のための措置)

第3 研究資料室は、資料に個人情報が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 中央資料庫等の施錠その他の物理的な接触の制限
- (2) 当該資料に記録されている個人情報に対する不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置
- (3) 研究資料室の職員に対する教育・研修の実施
- (4) その他必要な措置

(本人情報の取扱い)

第4 第2の(1)の規定にかかわらず、当該規定により識別される特定の個人（以下、「本人」という。）から、当該情報が記録されている資料について利用の申請があった場合において、本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該資料について当該規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。

2 本人が死亡している場合において本人の親族から当該情報が記録されている資料の利用の申請がなされ、本人との続柄を示す書類の提示又は提出があったときは、前項と同様の取扱いを行うものとする。

(学術研究の利用)

第5 共同利用推進センター長（以下、「センター長」という。）は、第2により利用を制限する資料であっても、次に掲げる場合に限り、利用を承認することができる。

- (1) 研究所の職員（名誉教授及び名誉所員を含む）が、その職務のために必要な資料を利用する場合にあって、その利用が職務執行上必要かつ不可欠である場合
  - (2) 共同利用型共同研究の採択により委嘱された共同研究員、総合研究大学院大学日本語言語科学コースの学生、並びにその他の大学、大学院、国公立研究所及びこれに類する研究団体に属する研究者（大学院生博士課程を含む。）が、学術研究のため必要な資料を利用する場合にあって、その利用が当該研究に必要と認められる場合
  - (3) その他、共同利用推進センター長が特に認めた者が、学術研究のため必要な資料を利用する場合にあって、その利用が当該研究に必要と認められる場合
- 2 前項の利用を希望する者は、あらかじめ研究資料室資料利用誓約書（別紙1）をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

附 則

この要領は、平成29年7月12日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年11月10日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年6月13日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。

